

購入資料紹介 秀吉文書について

山田 昭彦

Introduction of purchase historical sources

— A Focus on Hideyoshi monjo (Hideyoshi documents) —

YAMADA Akiniko

本稿では、平成三〇年(二〇一八)度に岐阜県博物館が購入した秀吉関連資料二点について、次の通り紹介する。

1 豊臣秀吉朱印状 四四・三 × 六四・二 cm 原装 (裏打無 未表装)

従今切西二在之

遠州内八千石人夫事

吉田城付之内二相加

岐阜侍従二可相渡由

宮部中務卿法印方へ

被仰出候て切かた宮部

法印次第二可引渡候

然者今切川原二在之

三千石人夫返旨御代官

可仕候也

八月廿九日(朱印)

木全又左衛門とのへ  
瀧川彦二郎とのへ

(1) 文書の内容

天正一八年(一五九〇)八月二十九日付けで家臣木全又左衛門(忠澄)とその子瀧川彦二郎(忠征・後の尾張徳川家家老)に宛てた朱印状。今切より西にある遠江国内八千石分の人夫については、吉田城付けに加えて岐阜侍従(池田輝政)に渡すように宮部中務卿法印(宮部継潤)へ伝えました。宮部の指示に従い引き渡すようにしてください。従って今切川原にある三千石分の人夫については御代官へ返すようにしてくださいとある。

小田原北条氏降伏に伴う家康の関東転封によって、家康の旧領には豊臣配下の大名が入封した。駿河国では、中村一氏が駿府城に入り、遠江国では、懸川城に山内一豊、浜松城に堀尾吉晴が入った。三河国では、田中吉政が岡崎城主となり、岐阜城主であった池田輝政が三河吉田(豊橋)城主となった。この書状はその際にとられた秀吉による輝政の人的支配に関する処遇が記されたもので、輝政が岐阜から三河吉田へ移封する時期の動向が窺える資料である。

また、同月二五日付の同名宛文書には次のようにある。

(参考資料一)

木全又左衛門尉他宛朱印状<sup>2</sup>

「木俣碩雄氏所蔵文書」

遠州内西海州八千八百八十七石并東海州三千三百五十石、都

合老万式千式百三拾七石事、為御蔵入御代官被仰付候条、令

取沙汰可運上候也、

天正十八

八月廿五日(朱印)

木全又左衛門尉とのへ

瀧川彦二郎とのへ

ここには、今切を挟んだ東海州(三三五〇石)西海州(八八八七石)合わせて一二三三七石については、蔵入地として代官が管理する旨が命じられている。従って同地は、豊臣政権の蔵入地とされるが、四日後の二十九日付秀吉朱印状には西海州分の人夫については輝政の支配に付け加えられたことがわかる。これまでも、池田氏

の領域については、次に紹介する資料のように新居の渡船管理など遠江国にも一部入り込んだ支配が指摘されている<sup>3)</sup>。

(参考資料二)

遠州今切新居渡船之事、往還晝夜無油断可通用。自余之渡不准故、屋敷拾町式段遣之、

并諸役以下令免許者也。

文禄四年十二月廿二日

照政(花押)

守舟中

今回購入した書状は、そうした指摘の端緒を記したものと位置づけることができ、興味深いものである。

## (2) 宮部継潤とは

ここでこの差配を扱った宮部中務卿法印(継潤)の略歴をみておく。

宮部継潤は、近江国浅井郡宮部の出身。浅井長政に仕えたが、元龜三年(一五七二)羽柴秀吉の調略に應ずるとともに、秀吉の甥を養子(宮部吉継・後の羽柴秀次)としている。その後、秀吉の与力として中国攻めに従い、但馬方面の攻略に貢献。天正八年(一五八〇)には、但馬豊岡城主となった。その後も秀吉のもと山陰方面の対毛利前線で活躍し、翌九年(一五八一)吉川経家が降伏した後、鳥取城代となった。本能寺の変後には、正式に鳥取城主となり、五万九七一石(うち但馬国二方郡七三七二石)を領した。その後も、九州攻めや小田原北条氏の攻略といった秀吉の全国統一に従った。経済分野で優れた能力を発揮し、先述の小田原仕置き後の、三河国検地では中心的な役割を果たし、文禄二年(一五九三)には、大友義統改易後の豊後国の検地を山口宗弘と共に担当した。また同年、因幡巨濃郡に因幡銀山を開き、一時は但馬生野銀山に次ぐ銀の産出をみている。慶長元年(一五九六)嫡子長房(長熙)に家督を譲ったがその後も秀吉の御伽衆を務めつつ、政務にも関わった。慶長四年(一五九九)閏三月、前年八月に亡くなった秀吉のあとを追うように亡くなった。

このように宮部継潤は、羽柴秀吉配下の武将として山陰戦線で軍功を挙げた後、

豊臣氏の奉行人の一人として活躍した。その一例として文禄四年七月二十付織田信雄他血判起請文があげられる。この起請文は、豊臣秀次が高野山で切腹した五日後に、秀吉が常真(織田信雄)、羽柴筑前中納言(秀俊)、羽柴江戸中納言(徳川秀忠)など都合三十名の諸大名に対して、おひろい様に対する忠節と秀吉の決めた法度を守ることを誓約させている。その宛所には、宮部中務卿法印・民部卿法印(前田玄以)・富田左近将監(一白)・増田右衛門尉(長盛)・石田治部少輔(三成)・長束大蔵太輔(正家)の順で記されており、筆頭に宮部継潤の名前が記されているのが目を引く。また同日付の前田利家血判起請文は、宮部中務卿法印・民部卿法印・富田左近将監・長束大蔵太輔・石田治部少輔・増田右衛門尉の順で宛てられており、やはり同じく宛所の筆頭で記されている。豊臣政権の奉行人は、政権末期いわゆる五奉行とされる面々の印象が強いが、その前段階において、継潤は大きな役割を果たした<sup>4)</sup>。

それでは、何故継潤の姿が歴史上希薄なのであろうか、第一に宮部自身、生年ははっきりしないが、豊臣政権内の吏僚としては高齢で活躍の場が減少していったこと、第二に嗣子長房は、慶長五年(一六〇〇)徳川家康の会津攻めに最初参加するも家中をまとめられず、自身西軍への与同が疑われる行動をとったため岡崎城に改易された。このように、継潤没後僅か一年余りで大名家としての宮部家は立ち行かなくなったことも、宮部継潤の姿が見えにくくなっていることの一因といえよう。

## 2 羽柴秀吉知行目録

三一・七 × 五〇cm (裏打有 未表装)

知行分所々目録事

一 参百石 播州明石内

一 式百石 上山城内

一 式千四拾石江州栗太内

矢嶋

一 五百五拾四石河州八上郡内

中村郷

合参千石

天正拾壹年八月朔日秀吉（花押）

加藤係六殿

(1) 文書の内容

天正一一年（一五八三）八月一日付けで加藤嘉明に宛てられた知行目録。同年四月の賤ヶ岳の戦いでの嘉明の活躍に対して知行（領地）が与えられた知行宛行状とともに出されたものである。これによれば、嘉明は播磨国明石内（兵庫県明石市）にて三百石、山城国内（京都府）にて二百石、近江国栗太（田）内矢島（滋賀県守山市）にて二〇四〇石、河内国八上郡内中村郷（大阪府堺市）にて五五四石の三〇九四石が与えられた。その後天正一四年（一五八六）淡路志智一万五千石、文禄四（一五九五）伊予松前六万石を与えられた。関ヶ原合戦にも参加し二〇万石に加増、寛永四年（一六二七）には会津四〇万石の大名となった。この資料は加藤嘉明が武將としての第一歩が記されたものである。

その際発給された知行宛行状（大阪城天守閣蔵）は次のとおりである。

（参考資料一）

加藤係六宛領知宛行状

江州・城州・河州・播州於四ヶ国之内所々、都合三千石事、

目録別紙相添、令扶助畢、永代全可領知之状如件、

天正拾一

八月朔日

秀吉（花押）

か藤係六殿

ここからも加藤嘉明がこの時、畿内・近国に四ヶ所の領地を与えられたことがわかる。

(2) 天正一一年八月一日付知行宛行について

（別表）天正一一年八月一日に羽柴秀吉が発給した領知宛行状等一覧（5頁）のとおり、天正一一年八月一日には、秀吉によって多くの知行宛行状が発給されている。石高の多い順にみると、杉原家次（三二一〇石十蔵入地二〇六六〇石分の代官）、浅野長吉（二〇三〇〇石）と秀吉と姻戚関係にある一族への宛行がみられる。次に近江の山崎片家（一四〇〇〇石）、美濃出身の一柳直末（六二〇〇石十蔵入地一一九二五石分の代官）が続く。そして、その後に、秀吉の従弟とされる福島正則（五〇〇〇石）、同じく親類とされる加藤清正（三〇〇〇石）の他、糟屋武則（三〇〇〇石）、加藤嘉明（三〇〇〇石）といった、いわゆる賤ヶ岳の七本槍と称された面々が続く。

これらの領知目録のなかには、「村」がみられず、郡内と記されるもの、地名のみや郷といった様々な表記がなされている。これは当時実施された太閤検地については、まず領域の確定がおこなわれ、在地から申告された差出を修正するかたちで行なわれたことに基づいたものと考えられている<sup>5)</sup>。

今回は、羽柴秀吉が権力を確立していく上で画期となった賤ヶ岳の合戦・小田原北条氏攻め後、領地支配を整理する過程で発給された当館の購入文書二通について紹介した<sup>6)</sup>。

（補注）

- 1 池田輝政については、岐阜県博物館『信長・秀吉・家康と美濃池田家―大御乳・池田恒興・輝政の戦い―』（岐阜県・二〇一八）を参照のこと。
- 2 名古屋市博物館編『豊臣秀吉文書集四』（吉川弘文館・二〇一八）
- 3 静岡県編『静岡県史料』第五輯（静岡県・一九四二）、豊橋市史編集委員会『豊橋市史』第一巻（豊橋市・一九七三）、愛知県史編さん委員会編『愛知県史』通史編3・中世2織豊（愛知県・二〇一八）
- 4 鳥取市歴史博物館『因幡×豊臣―豊臣政権と因幡の大名―』（二〇一九）によれば、官部の奉行人としての役割は、押し並べて大名に誓約させたり、処罰に関する規定を出すなど、個々の大名との交渉ではなく、広く諸大名に対して制限や規制を与える際に政務の表側に出てくる傾向にあるとされる。

5 中野等『太閤検地 秀吉が目指した国のかたち』（中公新書・二〇一九）  
6 天正一三年（一五八五）羽柴秀吉は、近衛前久の猶子となり藤原に改姓して

関白となり、さらに新姓の創出を申請し、「天下長久万民快樂」の意を込めて  
豊臣と改姓した。そのため、今回の二通は、その前後で発給者を羽柴秀吉、  
豊臣秀吉とした。羽柴は名字であり、豊臣は本姓であるが慣例に従った。

(別表) 天正11年8月1日に羽柴秀吉が発給した領知宛行状等一覧

番号	宛先	石高	場所	備考
1	杉原七郎左衛門尉(家次)	32,100	江州志賀郡内、高島郡内、神崎郡内	
2	杉原七郎左衛門尉(家次)	20,660	江州志賀郡内	台所入目録=蔵入地代官
3	浅野弥兵衛尉(長吉)	20,300	江州下甲賀、栗本郡内	
4	山崎源太左衛門尉(片家)	14,000	江州愛智郡内、野洲郡内、犬上郡内	
5	一柳市助(直末)	11,925	上山城、河州若江郡内	台所入目録=蔵入地代官
6	一柳市助(直末)	6,200	山城国内、丹波国何鹿郡内	
7	福島市松(正則)	5,000	江州栗太郡内、河州八上郡内	
8	賀須屋助右衛門(真雄)	3,000	播州賀古郡内、河州河内郡内	
9	加藤虎介(清正)	3,000	江州栗太郡内、上山城、河州讚良郡内	
10	加藤孫六(嘉明)	3,000	播州明石内、上山城内、江州栗太郡内、河州八上郡内	
11	萱生左大夫	3,000	石田弥三(正澄)代官内	判物
12	久徳左近兵衛尉	3,000	江州犬上郡内	
13	船越左衛門尉(景直)	2,400	河州丹南郡内	
14	今井宗久	2,200	摂州欠郡内	
15	津田小八郎	2,000	播州揖東郡内、摂州矢田部郡内	
16	津田与三郎(重久)	1,200	江州野洲郡内、大方郡(河内国大泉郡力)内	
17	片桐加兵衛(貞隆)	1,034	播州揖東郡内、上山城相楽内、河州交野郡内	
18	小出小才次(吉政)	1,000	河州高安郡	
19	伊東民部大輔(祐兵)	500	河州丹南郡内	
20	黒田吉兵衛(長政)	450	河州丹北郡内	
21	野村内匠	407	河州丹北郡内	
22	福谷藤介	400	江州神崎郡内	
23	水野久右衛門尉	400	摂州菟原郡内	
24	山内伊右衛門尉(一豊)	361	河州交野郡内	
25	今枝勘右衛門尉	340	河州古市郡内	
26	野瀬右衛門尉	285	河州高安郡	
27	上部太夫(貞永)	250	丹州船井郡内	
28	森村左衛門尉	240	丹州桑田郡内	
29	磯村忠右衛門	220	江州浅井郡内、神崎郡内	
30	竹田法印(定加)	200	城州内	
31	東玉入道(新庄直忠)	200	江州浅井郡内	
32	中屋左近兵衛尉	200	江州浅井郡内、神崎郡内	
33	小椋鍋	182	江州愛智郡内	信長側室
34	河副式部(正俊)	160	江州神崎郡内	
35	夫間勝兵衛	133	河州丹北郡内	
36	(近江)観音寺	118	江州栗本郡内	
37	伝宝長介	80	河州更(讚)良郡内	
38	不明	71	江州蒲生郡内	
39	三休	50	江州浅井郡内	
40	橋本公文	20	石田正澄代官内	判物

名古屋市博物館編『豊臣秀吉文書集四』(吉川弘文館・二〇一八)より作成